



特例入居対象者

介護保険負担割合 1割

※「介護保険負担割合証」をご確認ください。

● 多床室（4人部屋・2人部屋） ●

令和6年8月1日より適用

	1日あたりのご利用料金										1ヶ月（30日）あたりのご利用料金													
	介護保険給付対象サービス （介護保険適用に関する1割負担分）					小計 (A)	介護保険給付対象外サービス （全額自己負担分）				1日 合計 (A) + (B)	介護保険給付対象サービス （介護保険適用に関する1割負担分）					小計 (C)	介護保険給付対象外サービス （全額自己負担分）				1ヶ月 (30日) 合計 (C) + (D)		
	基本料金	加算料金（注）			×14.0% (基本料金+加) ×14.0%		負担段階	居住費	食費			小計 (B)	基本料金	加算料金（注）				×14.0% (基本料金+加) ×14.0%	負担段階	居住費	食費		小計 (D)	
		看護体制 (I)(II)	日常生活 継続支援	夜勤職員 配置 (I)				福祉・介護職員 等処遇改善 (I)	(光熱水費) (室料)	(食材料費) (調理費)				看護体制 (I)(II)	日常生活 継続支援	夜勤職員配置 (I)				福祉・介護職員等 処遇改善 (I)	(光熱水費) (室料)			(食材料費) (調理費)
要介護 1	605	13	37	14	94	761	1	0	300	300	¥1,061	18,147	370	1,110	401	2,804	22,831	1	0	9,000	9,000	¥31,831		
							2	430	390	820	¥1,581							2	12,900	11,700	24,600	¥47,431		
							3①	430	650	1,080	¥1,841							3①	12,900	19,500	32,400	¥55,231		
							3②	430	1,360	1,790	¥2,551							3②	12,900	40,800	53,700	¥76,531		
							4	915	1,670	2,585	¥3,346							4	27,450	50,100	77,550	¥100,381		
要介護 2	677	13	37	14	104	844	1	0	300	300	¥1,144	20,304	370	1,110	401	3,106	25,289	1	0	9,000	9,000	¥34,289		
							2	430	390	820	¥1,664							2	12,900	11,700	24,600	¥49,889		
							3①	430	650	1,080	¥1,924							3①	12,900	19,500	32,400	¥57,689		
							3②	430	1,360	1,790	¥2,634							3②	12,900	40,800	53,700	¥78,989		
							4	915	1,670	2,585	¥3,429							4	27,450	50,100	77,550	¥102,839		

(注) 上記”介護保険給付対象サービス(介護保険適用に関する負担分)の加算料金は、当施設の人員配置等状況により変動する場合がございます。

☆居住費・食費（全額自己負担分）について・・・一定要件（下記参照）を充たす場合、負担額軽減制度の対象となります。市区町村に申請を行い、認定を受ける必要があります。

負担段階	1	世帯全員が 非課税世帯 (※注1)	生活保護受給者・高齢福祉年金受給者	、預貯金等(※注3)	単身1,000万円、夫婦2,000万円以下	(※注1) 別世帯の配偶者を含む (※注2) 非課税年金(遺族・障害者)を含む (※注3) 現金・有価証券・投資信託を含む	
	2		年金収入等(※注2)	80万円以下	、預貯金等(※注3)		単身 650万円、夫婦1,650万円以下
	3①		年金収入等(※注2)	80万円超120万円以下	、預貯金等(※注3)		単身 550万円、夫婦1,550万円以下
	3②		年金収入等(※注2)	120万円超	、預貯金等(※注3)		単身 500万円、夫婦1,500万円以下
	4	課税世帯	※ 負担軽減制度の対象にはなりません				

- 医療費（診療費・入院費、薬代等）・・・別途、実費をご負担いただきます。
- 行事食：月1回提供（希望選択制）・・・1食あたり 500円（2～6月、8～10月、12月）、1,000円（1月：正月、7月：土用の丑の日、11月：お刺身）
- 特別な食事（店屋物等）・特別な行事（餅つき大会等）・・・別途、実費をご負担いただきます。
- 個人の選択・嗜好による日常生活上の諸費用（理美容代・日用品・嗜好品等）・・・別途、実費をご負担いただきます。

□ 「高額介護サービス費」のご案内・・・1カ月に支払う介護保険適用に関する負担分については、負担上限額が定められており、市区町村から払い戻しを受けられる場合があります。詳しくはお住まいの市区町村にお問合せください。
 ↓
 上記(小計(C))